



2025/10/27 14:56 現在の情報です。

長野県長野市大字中御所岡田町166-1-101号室
株式会社雪雲

会社法人等番号	1000-01-032670	
商号	株式会社雪雲	
本店	長野市若里二丁目11番14号	
	長野県長野市大字中御所岡田町166-1-101号室	令和 4年 4月24日移転 令和 4年 5月16日登記
公告をする方法	官報に掲載する方法により行う。	
会社成立の年月日	令和1年10月31日	
目的	1. コンピュータのハードウェア・ソフトウェアに関する企画、制作、研究、開発、販売、マーケティング及びコンサルティング事業 2. 電気製品、IoT製品のハードウェア・ソフトウェアに関する企画、制作、研究、開発、運営、販売、マーケティング及びコンサルティング事業 3. AI、次世代モバイルウェア、ロボット、情報商材に関する企画、制作、研究、開発、販売、マーケティング及びコンサルティング事業 4. 交通、物流、教育に関する企画、制作、研究、開発、販売、マーケティング及びコンサルティング事業 5. 前各号に付帯又は関連する一切の事業	
発行可能株式総数	10万株	令和 3年 8月12日変更 令和 3年 8月27日登記
	100万株	令和 4年 6月 6日変更 令和 4年 6月20日登記
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 7万4666株	令和 3年 9月10日変更 令和 3年 9月10日登記
	発行済株式の総数 8万9966株 各種の株式の数 普通株式 7万4666株 A種優先株式 1万5300株	令和 4年 7月15日変更 令和 4年 7月28日登記
資本金の額	金2799万8095円	令和 3年 9月10日変更 令和 3年 9月10日登記
	金1億8200万1905円	令和 4年 7月15日変更 令和 4年 7月28日登記
発行可能種類株式総数及び発行する各種の株式の内容	普通株式 90万株 A種優先株式 10万株 (残余財産の分配) 1 発行会社は、残余財産を分配するときは、A種優先株式の保有者（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録質権者」という。）に対し、普通株式の保有者（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録質権者」という。）に先立ち、A種優先株式1株につき、金20,000円（以下「A種優先分配額」という。）を支払う。 2 前項による分配の後なお残余財産がある場合には、普通株主及び普通登録質権者並びにA種優先株主及びA種優先登録質権者に対して分配を行う。この場合、発行会社は、A種優先株主又はA種優先登録質権者に対しては、前項の分配額に加え、A種優先株式1株につき、普通株主又は普通登録質権者に対して普通株式1株につき分配する残余財産に（普通株式と引換えにする取得請求権）に定めるA種取得比率を乗じた額と同額の残余財産を分配する。 3 A種優先分配額は、下記の定めに従い調整される。 (1) A種優先株式の分割又は併合が行われたときは、A種優先分配額は以下のとおり調整される。なお、「分割・併合の比率」とは、株式分割又は株式併	

合後の発行済株式総数を株式分割又は株式併合前の発行済株式総数で除した数を意味するものとし、以下同じとする。

$$\text{調整後分配額} = \text{当該調整前の分配額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) A種優先株主に割当てを受ける権利を与えて株式の発行又は処分(株式無償割当てを含む。)を行ったときは、A種優先分配額は以下のとおり調整される。なお、下記算式の「既発行A種優先株式数」からは、当該発行又は処分の時点における発行会社が保有する自己株式(A種優先株式のみ)の数を除外するものとし、自己株式を処分する場合は下記算式の「新発行A種優先株式数」は「処分する自己株式(A種優先株式)の数」と読み替えるものとする。

$$\text{調整後分配額} = \frac{\text{既発行A種優先株式数} \times \text{当該調整前分配額} + \text{新発行A種優先株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行A種優先株式数} + \text{新発行A種優先株式数}}$$

(3) 第1号及び第2号における調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。

(金銭と引換えにする取得請求権)

1 A種優先株主は、発行会社が、事業譲渡又は会社分割により、発行会社の全部又は実質的に全部の事業を第三者に移転させた場合には、かかる移転の効力発生日を初日として、かかる移転の効力発生日又はかかる移転の全ての対価の交付の完了日のいずれか遅い日から15日を経過するまでの期間(以下、本(金銭と引換えにする取得請求権)において「取得請求期間」という。)に限り、保有するA種優先株式の全部又は一部を取得しその取得と引換えに本(金銭と引換えにする取得請求権)の定めにより金銭を交付することを発行会社に請求することができる。

2 前項の請求は、対象とする株式を特定した書面を発行会社に交付することにより行うものとし、取得請求期間の満了時に効力が生じるものとする。

3 本(金銭と引換えにする取得請求権)によるA種優先株式1株の取得と引換えに交付される金銭は、1株当たり金20,000円(以下「A種取得金額」という。)とする。なお、A種優先分配額の調整にかかる(残余財産の分配)第3項の規定は、A種取得金額に準用するものとする。

4 本(金銭と引換えにする取得請求権)による取得の請求があった場合、発行会社は取得請求期間の満了時において請求の対象となったA種優先株式を取得するものとし、直ちにA種取得金額に対象となるA種優先株式数を乗じた金額をA種優先株主に支払うものとする。

5 第3項から第4項の定めにかかわらず、A種優先株主に支払うべき金額が会社法において支払可能な金額(以下「法定財源」という。)を超える場合には、法定財源をA種取得金額で除した株式数(1株未満の端数は切り捨てる。)に相当するA種優先株式についてののみ本(金銭と引換えにする取得請求権)に基づく取得請求権の行使の効力が生じるものとする。また、複数のA種優先株主が同時に本(金銭と引換えにする取得請求権)に基づく取得請求権を行使した場合には、各A種優先株主について取得請求権の行使の効力が発生するべき株式の数は、各A種優先株主が取得請求権を行使した株式の数に応じて按分するものとする(なお、按分にあたり生じる1株未満の端数は切り捨て本(金銭と引換えにする取得請求権)に基づく取得の請求の対象とはしないものとする。)

(普通株式と引換えにする取得請求権)

A種優先株主は、A種優先株主となった時点以降いつでも、保有するA種優先株式の全部又は一部につき、発行会社がA種優先株式を取得するのと引換えに普通株式を交付することを発行会社に請求することができる権利(以下「A種取得請求権」という。)を有する。その条件は以下のとおりとする。

(1) A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式数

A種優先株式1株の取得と引換えに交付する発行会社の普通株式の株式数(以下「A種取得比率」という。)は次のとおりとする。かかるA種取得請求権の行使により各A種優先株主に対して交付される普通株式の数につき1株未満の端数が発生した場合はこれを切り捨て、金銭による調整を行う。

$$\text{A種取得比率} = \frac{\text{A種優先株式の基準価額}}{\text{A種取得価額}}$$

(2) 前号のA種優先株式の基準価額及びA種取得価額は、当初20,000円とする。

(A種取得価額等の調整)

(普通株式と引換えにする取得請求権)に定めるA種優先株式の基準価額及びA種取得価額は、以下の定めにより調整される。

(1) 株式等の発行又は処分に伴う調整

A種優先株式発行後、下記①又は②に掲げる事由により発行会社の株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、(普通株式と引換えにする取得請求権)のA種取得価額(以下「A種取得価額」という。)を、下記に定める調整式に基づき調整する。調整後のA種取得価額の適用時期は、下記①及び②のそれぞれに定めるところによる。調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。

① 調整前のA種取得価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は処分する場合(株式無償割当てを含む。)。ただし、A種取得請求権の行使、又は潜在株式等(取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは発行会社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以

下同じ。)の取得原因(潜在株式等に基づき発行会社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは発行会社の請求又は一定の事由を意味する。以下同じ。)の発生による場合を除く。調整後のA種取得価額は、募集又は割当てのための基準日があるときはその日の翌日、それ以外のときは株式の発行又は処分の効力発生日(会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日)の翌日以降にこれを適用する。

② 調整前のA種取得価額を下回る潜在株式等取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等を発行又は処分する場合(無償割当てを含む。)。本②にいう「潜在株式等取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とする。調整後のA種取得価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日、それ以外のときは潜在株式等の発行又は処分の効力発生日(会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日)に、全ての潜在株式等につき取得原因が発生したものとみなし、このみなされる日の翌日以降これを適用する。

$$\text{調整後A種取得価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{当該調整前A種取得価額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記の調整式で使用する「既発行株式数」は、調整後のA種取得価額を適用する日の前日における、(i)発行会社の発行済普通株式数と、(ii)普通株式に転換可能な発行済優先株式の全てにつき取得原因が当該日において発生したとみなしたときに発行される普通株式数との合計数から、同日における発行会社の保有する自己株式(普通株式のみ)の数を控除した数を意味するものとする(ただし、当該調整の事由により上記(i)若しくは(ii)の普通株式数又は自己株式(普通株式のみ)の数が変動する場合、当該変動前の数を基準とする。)

発行会社が自己の保有する株式又は潜在株式等を処分することにより調整が行われる場合においては、上記の調整式で使用する「新発行株式数」の「新発行」は「処分する」と読み替えるものとする。

発行会社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合においては、上記の調整式で使用する「新発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株当たり払込金額」とは、上記②に定める潜在株式等取得価額を、それぞれ意味するものとする。

上記①又は②に定める普通株式又は潜在株式等の発行又は処分が、株主割当て又は無償割当てにより行われる場合は、(普通株式と引換えにする取得請求権)に定めるA種優先株式の基準価額も、A種取得価額と同様に調整されるものとする。

上記の定めにかかわらず、本号に基づく調整は、(i)A種優先株式の発行済株式総数の3分の2以上を有するA種優先株主(複数名で3分の2以上の保有比率となる場合を含む。)が書面により調整しないことに同意した場合、又は(ii)発行会社がストック・オプション目的で発行会社の取締役、監査役、顧問又は従業員に対して新株予約権を発行する場合(ただし、新株予約権の1株当たりの行使価額が当該新株予約権の目的たる株式の時価として合理的に認められる金額以上である場合で、且つ当該新株予約権の目的たる株式の合計数が当該発行の直後における発行済株式総数の20%を超えない場合に限る。)には行われない。

(2) 株式の分割又は併合による調整

A種優先株式発行後、株式の分割又は併合を行う場合は、A種取得価額は以下の調整式に基づき調整される。調整後のA種取得価額は、株式分割の場合は割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。また、この場合A種優先株式の基準価額も、A種取得価額と同様に調整されるものとする。

$$\text{調整後A種取得価額} = \text{当該調整前A種取得価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(3) その他の調整

上記に掲げた事由によるほか、次に該当する場合には、発行会社は取締役会の決議に基づき、合理的な範囲においてA種取得価額及び/又はA種優先株式の基準価額の調整を行うものとする。

① 資本減少、時価を超える価格での普通株式若しくは潜在株式等の有償取得、合併、会社分割、株式移転又は株式交換のためにA種取得価額の調整を必要とする場合。

② 潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合。ただし、潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。

③ 潜在株式等にかかる第1号②に定める潜在株式等取得価額が修正される場合。

④ 上記のほか、発行会社の普通株式数に変更又は変更の可能性を生じる事由の発生によってA種取得価額の調整が必要であると取締役会が判断する場合。(普通株式と引換えにする取得)

発行会社は、A種優先株式の発行以降、発行会社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場(以下「株式公開」という。)の申請を行うことが取締役会で可決され、且つ株式公開に関する主幹事の金融商品取引業者から要請を受けた場合には、取締役会の定める日をもって、発行済のA種優先株式の全部を取得し、引換えにA種優先株主に発行会社の普通株式を交付することができる。かかる場合に交付すべき普通株式の内容、数その他の条件については、(普通株

	<p>式と引換えにする取得請求権)及び(A種取得価額等の調整)の定めを準用する。ただし、A種優先株主に交付される普通株式の数に1株に満たない端数が発生した場合の処理については、会社法第234条に従うものとする。</p> <p>(譲渡制限) 譲渡によるA種優先株式の取得については、取締役会の承認を要するものとする。</p> <p>(議決権) A種優先株主は、株主総会における議決権を有しない。</p> <p>(種類株主総会) 当社は、全ての種類株式について、会社法第322条第1項の規定による種類株主総会の決議を要しない。ただし、同項第1号に規定する定款の変更(単元株式数についてのものを除く。)を行う場合は、この限りでない。</p> <p>令和4年6月6日変更 令和4年6月20日登記</p>
株式の譲渡制限に関する規定	<p>当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する。</p> <p>令和3年8月12日変更 令和3年8月27日登記</p>
役員に関する事項	<p>取締役 伊藤 克</p> <p>令和3年11月25日重任 令和3年12月9日登記 令和4年9月13日辞任 令和4年9月21日登記</p>
	<p>取締役 丸山 謙一郎</p> <p>令和3年11月25日重任 令和3年12月9日登記</p>
	<p>取締役 美原 行雄</p> <p>令和3年11月25日就任 令和3年12月9日登記</p>
	<p>取締役 松田 元</p> <p>令和3年11月25日就任 令和3年12月9日登記 令和4年5月17日辞任 令和4年5月24日登記</p>
	<p>取締役 野村 真琴</p> <p>令和4年5月2日就任 令和4年5月16日登記 令和5年9月12日辞任 令和5年9月28日登記</p>
	<p>取締役 郡山 真史</p> <p>令和5年9月12日就任 令和5年9月28日登記</p>
	<p>取締役 木村 忍</p> <p>令和5年9月12日就任 令和5年9月28日登記</p>
	<p>長野市大字栗田150番地6 代表取締役 伊藤 克</p> <p>令和3年11月25日重任 令和3年12月9日登記 令和4年9月13日辞任 令和4年9月21日登記</p>
	<p>長野県長野市新諏訪一丁目17番1-206号 ガーデンハウス朝日山D 代表取締役 丸山 謙一郎</p> <p>令和4年9月13日就任 令和4年9月21日登記 令和5年9月26日辞任 令和5年9月28日登記</p>
	<p>東京都杉並区久我山五丁目22番11号トリア スール久我山301 代表取締役 郡山 真史</p> <p>令和5年9月26日就任 令和5年9月28日登記</p>

	監査役 朝比奈均	令和 3年 8月 12日就任 令和 3年 8月 27日登記
取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定	当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の同法第423条第1項の賠償責任を、法令の定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 当社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の同法第423条第1項の賠償責任を、法令の定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 令和 3年 8月 12日設定	令和 3年 8月 27日登記
非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役を除く。）との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。 令和 3年 8月 12日設定	令和 3年 8月 27日登記
新株予約権	第1回新株予約権 新株予約権の数 7466個 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 新株予約権1個あたりの目的である株式の種類及び数は、会社の普通株式1株とする。ただし、新株予約権1個あたりの目的である株式数は、以下の定めにより調整されることがあるものとする。 (1) 会社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の新株予約権についてその1個あたりの目的である株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。なお、「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は会社法第180条第2項第2号に基づく株式併合の効力発生日の翌日以降に、それぞれ適用されるものとする。 $\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$ (2) 会社が株主割当の方法により募集株式の発行若しくは処分、株式無償割当て、合併、株式交換、会社分割又は株式交付を行う場合その他必要と認められる場合、会社は、会社が適当と認める新株予約権1個あたりの目的となる株式数の調整を行う。 募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨無償 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 1株につき金10,715円（以下「行使価額」という。）とし、新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に新株予約権1個あたりの目的となる株式数を乗じた金額とする。ただし、行使価額は、以下に定めるところに従い調整されることがある。 (1) 会社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額の適用時期は、「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」（1）の調整後の株式数の適用時期に準じるものとする。 $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$ (2) 会社が、(i) 時価を下回る1株あたりの払込金額での普通株式の発行又は処分（株式無償割当てを含む。以下に定義する潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、会社分割及び株式交付に伴うものを除く。）、又は(ii) 時価を下回る1株あたりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等（取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは会社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同様とする。）の発行又は処分（無償割当てによる場合を含む。）を行うときは、未行使の新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。なお、本項における各用語の意義は、以下に定めるところによるものとする。 ア 「取得原因」とは、潜在株式等に基づき会社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは会社の請求又は一定の事由を意味し、「取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とする。 イ 「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における会社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。平均値の計算は、	

円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。ただし、会社の普通株式が金融商品取引所に上場される前及び上場後45取引日（上場日を含む。）が経過するまでの期間においては、調整前の行使価額をもって時価とみなす。なお、上記調整による調整後の行使価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日の翌日、それ以外の場合は普通株式又は潜在株式等の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降に適用されるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}{\text{既発行株式数}} \right)}{\text{時価}}$$

ウ 上記算式については下記の定めに従うものとする。

①「既発行株式数」とは、調整後の行使価額が適用される日の前日における会社の発行済普通株式総数及び発行済の潜在株式等の目的たる普通株式数を合計した数から、同日における会社の保有する自己株式（普通株式のみ）の数を控除した数を意味するものとする（ただし、当該調整事由によって会社の発行済普通株式数若しくは発行済の潜在株式等の目的たる普通株式数又は自己株式（普通株式のみ）の数が変動する場合は、当該変動前の数を基準とする。）。

②会社が自己株式を処分することにより調整が行われる場合においては、「新発行株式数」は「処分する自己株式の数」と読み替えるものとする。

③会社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合における「新発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株あたり払込金額」とは、目的となる普通株式1株あたりの取得価額を、それぞれ意味するものとする。

(3) 上記(2)の(ii)に定める潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合には、会社は適当と認める行使価額の調整を行う。ただし、その潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。

(4) 会社が合併、株式交換、会社分割又は株式交付を行う場合その他必要と認められる場合には、会社は適当と認める行使価額の調整を行う。

(5) 会社が株主割当て又は株式無償割当て以外の方法で普通株式又は潜在株式等を発行又は処分する場合において、会社が調整を行わない旨を決定した場合には、上記(2)に基づく調整は行われぬものとする。

新株予約権を行使することができる期間

行使期間は、令和6年4月25日から令和14年4月24日までとする。

ただし、行使期間の最終日が会社の休業日にあたる場合には、その前営業日を最終日とする。

新株予約権の行使の条件

新株予約権の行使条件等は、以下のとおりとする。

(1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする新株予約権又は新株予約権を保有する者（以下「権利者」という。）について「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」各号に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた新株予約権の行使は認められないものとする。但し、会社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

(2) 権利者は、会社の株式がいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、新株予約権を行使することはできないものとする。但し、会社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

(3) 新株予約権の行使は新株予約権1個単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

(4) 権利者が1個又は複数の新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して交付される株式数は整数でなければならず、1株未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。なお、かかる端数の切り捨てについて金銭による調整は行わぬものとする。

(5) 新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、新株予約権は相続されず、新株予約権は行使できなくなるものとする。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

会社は、以下に基づき新株予約権を取得することができる。会社は、以下に定める取得の事由が生じた新株予約権を取得する場合、取締役会の決議により別途定める日においてこれを取得するものとする。また、会社は、以下に定める取得の事由が生じた新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する新株予約権を決定するものとする。

(1) 会社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、会社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は会社が子会社となる株式交換、株式移転若しくは株式交付（以下、総称して「組織再編行為」という。）について、法令上又は会社の定款上必要な会社の株主総会の承認決議（株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議）が行われたとき、又は会社の発行済株式総数の過半数の株式について、同時又は実質的に同時に特定の第三者（会社の株主を含む。）に移転する旨の書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立したときは、会社は新株予約権を無償で取得することができる。

(2) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、会社は、未行使の新株

	<p>予約権を無償で取得することができる。</p> <p>ア 権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合</p> <p>イ 権利者が会社又は子会社（会社法第2条第3号に定める子会社を意味する。以下同じ。）と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず会社又は子会社と競業した場合。ただし、会社の書面による事前の承認を得た場合を除く。</p> <p>ウ 権利者が法令違反その他不正行為により会社又はその子会社の信用を毀損した場合</p> <p>エ 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合</p> <p>オ 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は自ら振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合</p> <p>カ 権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合</p> <p>キ 権利者が法人である場合において、権利者につき解散の決議が行われた場合</p> <p>ク 権利者が反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力等と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合</p> <p>ケ 権利者が以下のいずれの身分をも喪失した場合</p> <p>① 会社又は子会社の取締役又は執行役</p> <p>② 会社又は子会社の使用人</p> <p>③ 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず会社又はその子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者</p> <p>コ 権利者が会社又はその子会社の取締役若しくは執行役又は使用人の身分を有する場合（新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合</p> <p>① 自己に適用される会社又はその子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合</p> <p>② 権利者が取締役又は執行役としての忠実義務等会社又はその子会社に対する義務に違反した場合</p> <p>サ 会社が令和9年12月31日までに金融商品取引所に上場しなかった場合</p>	<table border="1"> <tr> <td>令和</td> <td>4年</td> <td>4月24日発行</td> </tr> <tr> <td>令和</td> <td>4年</td> <td>5月16日登記</td> </tr> </table>	令和	4年	4月24日発行	令和	4年	5月16日登記
令和	4年	4月24日発行						
令和	4年	5月16日登記						
取締役会設置会社に関する事項	<p>取締役会設置会社</p> <p>令和 3年 8月12日設定</p>	<p>令和 3年 8月27日登記</p>						
監査役設置会社に関する事項	<p>監査役設置会社</p> <p>令和 3年 8月12日設定</p>	<p>令和 3年 8月27日登記</p>						
登記記録に関する事項	<p>設立</p>	<p>令和 1年10月31日登記</p>						

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。